

第11回 担保物権法の後半のミニテスト

2023/12/13

松岡 久和

次の事例について、下記の3つの問に理由を示して簡潔に答えなさい（各30点、印象点が全体で10点）。なお、問1と問2・問3は、相互に独立したものである。

- 01 2023年9月1日、コーヒー焙煎業を営むAは、効率のよい新しい海外製の焙煎機甲を購入するため、金融業者Bから500万円の融資（期間3か月、利息・遅延損害金その他の約定の詳細は省略する）を受け、1000万円で海外事業者から購入した甲を、Bに対する借入金債務の担保のために譲渡して、占有改定により引き渡した。
- 02 11月に入って、好調だったコーヒー豆の販売業績が大きく落ち込んで、Aは、生豆販売業者Cに対する仕入れ代金の支払に苦勞するようになった。AB間の01の取引を知らなかったCからは、担保を提供してくれれば、代金後払で生豆の販売をしてもよい、と提案をされ、Aは、11月の生豆の購入代金100万円の弁済期を12月10日として、その代金債務の担保のために甲をCに譲渡し、占有改定により引き渡した。
- 03 12月に入って、Aは、BにもCにも債務を弁済することができないまま、12月13日になった。甲の時価額は約700万円である。

（問1）

AB間の01の取引を知ったCは、12月12日にあわててAの店から甲を引きあげた。13日にそれを知ったBは、Cに対して甲の引渡しを求めることができるか。

（問2）

AC間の02の取引を知ったBは、12月9日に甲を自己の所有物としてDに売却し、Dに対して指図による占有移転（184条）により引き渡した。13日にDがAに対して甲の引渡しを求めてきた場合、Aは、残債務500万円を弁済して甲の引渡しを拒むことができるか。

（問3）

問2の場合において、Aは、残債務500万円の弁済をあきらめたうえで、甲の引渡しを拒むことができるか。